

鳥取県西部広域行政管理組合告示第11号

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の公募について

鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者を次のとおり公募するので、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例（平成3年2月1日条例第5号）第11条第3項の規定により告示する。

令和7年6月30日

鳥取県西部広域行政管理組合
管理者 米子市長 伊木隆司

1 指定管理対象施設

名 称	所 在 地
鳥取県西部広域行政管理組合営桜の苑	鳥取県米子市長砂町1066番地

2 業務の範囲及び管理の基準

(1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる指定管理対象施設の管理に関する業務を行うものとする。

- ア 遺体の火葬、改装に関する業務
- イ 産汚物、手術肢体、解剖遺体等の焼却に関する業務
- ウ 霊安室の管理に関する業務
- エ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- オ 喫茶の運営に関する業務
- カ 火葬場使用許可に関する業務（ただし、市町村の窓口において許可するものを除く。）
- キ 火葬場使用料の収納に関する業務
- ク その他利用者の利便性及びサービスの向上に資するものとして、管理者が

認める業務

(2) 管理の基準

指定管理者は業務の遂行に当たり、住民生活にとって重要な業務を担う施設であることを十分認識し、利用者を尊重した高い倫理性、利用者はもとより他のいかなる団体等に対しても有利又は不利な扱いを行うことなく公平性を保つとともに、安心して利用できる質の良いサービスを提供するよう努めること。

また、施設、設備について適正な管理と保守点検を行い、利用者が安全かつ清潔に利用できるよう努めること。

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

4 申請の方法

別に定める募集要項に基づき、令和7年7月22日から同年8月11日までの間に、指定申請書その他の書類を提出すること。なお、募集要項の配布は、事務局総務課及びインターネットホームページにおいて行う。

5 令和5年度における施設の運営状況

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 火葬件数 | 3, 029件（火葬炉・汚物炉の使用件数） |
| (2) 霊安室の使用件数 | 21件 |
| (3) 主な事業及びその収入額 | |
| ア 喫茶事業収入 | 10, 191千円 |
| イ 自主事業収入 | 59千円 |
| (4) 管理運営費（支出額の合計） | 63, 152千円 |